

BUREAU VERITAS BUILDINGS & INFRASTRUCTURE

建築確認

不動産技術監査

建物定期検査



BUREAU
VERITAS

ビューローベリタスのご紹介

ビューローベリタス(本社フランス・パリ)は1828年の設立以来、試験・検査・認証(TIC:Testing, Inspection, and Certification)のグローバルリーダーとして、高品質なサービス提供を通じ、品質、健康・安全、環境保護、および社会的責任分野(QHSE&SR)の課題に取り組むお客様をサポートしています。

信頼できるパートナーとして、法規・規格への適合性確認にとどまらず、リスク低減、パ

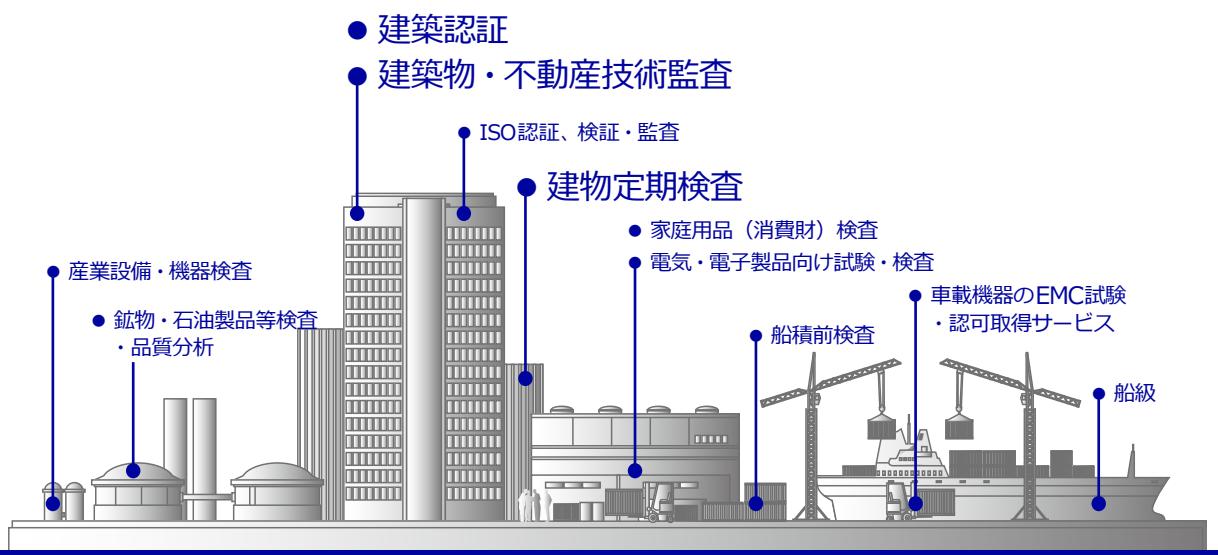
フォーマンス向上、持続可能な発展の促進につなげる革新的なソリューションを提供します。

世界140ヶ国1,600拠点で、84,000人の従業員が各国のニーズに応じたサービスを行っています。



ビューローベリタスジャパン株式会社 Bureau Veritas Japan Co., Ltd.

設立	1953年
従業員	781人(グループ会社含む)/2025年9月1日現在)
代表者	代表取締役社長 外崎達人
本社	〒220-0012 横浜市西区みなとみらい4-6-2 Tel.045-274-7379(代)
所在地	船級/産業/建築認証/システム認証/食品分析/インサービス検査/コモディティ/消費財検査/政府指定検査・国際貿易検査
事業	横浜・神戸・札幌・仙台・新宿・御茶ノ水・新橋・名古屋・安城・大阪・広島・福岡
拠点	www.bureauveritas.jp
URL	inq.bvjpn@bureauveritas.com
e-mail	351百万円
資本金	15,119百万円(グループ会社含む)/2024年実績)
売上高	



世界での主な実績

建築



- パリのラ・デファンス地区再整備計画
技術管理と安全性に関する検証
- エiffel塔
フランス・パリ／安全面に関する技術的助言、労働同安全検査
- イバンパ太陽光発電所プロジェクト
(米カリフォルニア州エネルギー委員会)
米国・カリフォルニア／建物検査、遵法性確認
- 2022年FIFAワールドカップ・カタール大会のスタジアム
火災リスクアセスメント、セキュリティに関する技術的助言等第三者検証業務
- ダイダン株式会社
(eneFice九州プロジェクト LEED EBOM プラチナ認証取得)
LEED認証取得適合性検証

地球環境



- 東京都・埼玉県排出量検証
- 温室効果ガス総量排出量確認
- 国内におけるGHGの調査・検討業務
- 環境報告書やCSRレポート(日本たばこ産業、コクヨ、ローム、オカムラ、オムロン、ダイキン工業、大阪ガス、ソニー、フジクラ、三菱重工業、セブン&アイ・ホールディングス、バンダイナムコホールディングス、イビデン)
環境報告書やCSRレポートに記載された環境パフォーマンスデータに対する評価・検証

産業



- 製品認証(代行検査・第三者検査)
世界各国／ラインパイプ・OCTG・配管、ASME・プラント関連機器・設備、輸出用原子力機器・核燃料等の検査
製品認証
世界各国／CE Marking、MOM、DOSH等への適合性検査
- 輸送システム認証
世界各国／コンテナ・カーゴ検査
- 風力発電関連サービス(全世界)
陸上：135ヶ国／2,000案件以上／16年
洋上：40ヶ国／100案件以上／14年

目 次

ピューローベリタスのご紹介	1
世界での主な実績	2
目次	3
4ステージ图表	4

STAGE I : 設 計

確認検査	5
構造計算適合性判定	6
省エネ基準適合性判定	7
住宅性能評価	8
試験（特別評価方法認定のための試験）	9
長期使用構造等確認業務	10
贈与税の非課税措置に係る住宅性能照明	11
低炭素建築物新築等計画の技術的審査	12
CASBEE評価認証	13
CASBEE適合性検証	14
CASBEEウェルネスオフィス評価認証	15
LEED認証適合性検証	16
WELL認証適合性検証	17
コミッショニング	18
耐震判定	19
性能評価	20
防災評定業務（大阪府）	21
建築技術性能証明	22
省エネ性能評価	23
建築士定期講習	24

STAGE II : 建 設

遵法性調査	25
仮使用認定	26
品質監査（QATA）	27
適合証明（フラット35）	28
住宅瑕疵担保保険	29
現金取得者向け新築対象住宅証明審査業務 （すまい給付金の申請時に必要となる「新地対象住宅証明書」の発行）	30

STAGE III : 運 用

12条点検（建築基準法第12条定期報告）	31
防災・防火・消防設備・消防点検報告業務	32
電気保安点検（自家用電気工作物法廷点検）	33
屋外広告物点検	34
学校施設の非構造部材耐震点検	35
マンション修繕監査	36
BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）	37
東京都・埼玉県排出量検量業務	38
温室効果ガス排出量確認業務	49
トップレベル業務所検証	40
既存被災建築物の灾害診断業務	41

STAGEIV : 取 引

建築基準法適合状況調査（ガイドライン調査）	42
テクニカル・デューデリジェンス®（エンジニアリングレポート）	43
エネルギー・環境デューデリジェンス	44

登録・指定・認定・委任 ウェブサイト一覧	45
お問い合わせ先一覧	46

ビューローベリタスは、建築に関わる多くのお客様にサービスを提供しております。企画・設計から建設・施工へ…、そして建物の運用・管理から取引まで…。建築のあらゆるステージに業務領域を広げています。





確認検査

確認検査とは

建築物等の工事については、着工前に確認済証の取得、指定された工程での中間検査、工事完了後の完了検査が義務付けられています。また、完了検査に合格することにより使用開始することができます（小規模な建築物等を除く）。確認検査は、建築基準法に基づき、建築物の新築・増改築時等に建築基準法その他の法令に適合していることを、設計図書等をチェックし確認する建築確認、現場において確認する中間検査、完了検査、工事中の建物を仮に使用するための仮使用認定からなります。

ビューローベリタスは国土交通大臣より確認検査機関として指定を受け確認、完了検査及び中間検査を行います。

メリット

- ・ビューローベリタスのいずれの事務所におきましても日本全域の申請が可能です。
- ・ビューローベリタスは指定確認検査機関と登録建築物エネルギー消費性能判定機関の同一機関であるため、確認検査および省エネ基準適合性判定をワンストップで行うことができます。

ビューローベリタスが選ばれる理由

- ・全国でトップクラスの建築確認実績があります。
- ・高い専門性を持つスタッフが正確かつ迅速に審査を行います。計画段階での疑問にも充実した事前相談サービスでお答えします。
- ・オンラインでの申請も受け付けています。
- ・「電子申請」や「BIM活用申請」がご利用・ご相談いただけます。

e-Process 事前相談から審査・検査の申請まで、各種オンラインツールをご用意しております。

 事前相談 オンライン / メール相談	 電子申請サービス 申請書作成ツールなど 便利機能が満載！
 検査予約管理 マイページで 検査予約管理	 Webセミナー 最新の法改正情報など



ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部
建築確認審査部・各事務所

Web: <https://www.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



構造計算適合性判定

構造計算適合性判定とは

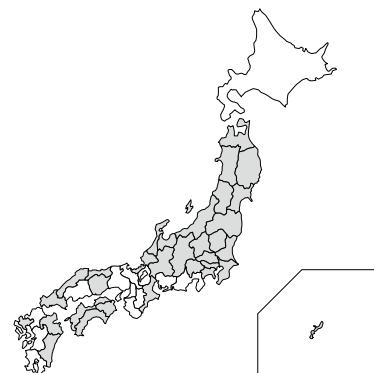
高度な構造計算を要する一定規模以上の建築物については、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定が義務付けられています。

ビューローベリタスは、国土交通省の指定を受け構造計算適合性判定を行います。

メリット

- 全国33都県での構造計算適合性判定が可能です。遠方の建設地でも、東京及び横浜の事務所で判定を行います。

東北地方 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、
山形県、福島県
関東地方 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、
千葉県、東京都、神奈川県
中部地方 山梨県、長野県、新潟県、富山県、
石川県、福井県、岐阜県
近畿地方 三重県
中国地方 鳥取県、島根県、岡山県、山口県
四国地方 香川県、愛媛県、徳島県、高知県
九州地方 佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県



ビューローベリタスが選ばれる理由

- 構造設計の経験が長い専門スタッフが、正確かつ迅速に判定を行います。また事前相談や事前審査にも応じています。



ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部
東京御茶ノ水事務所 省工字判定部

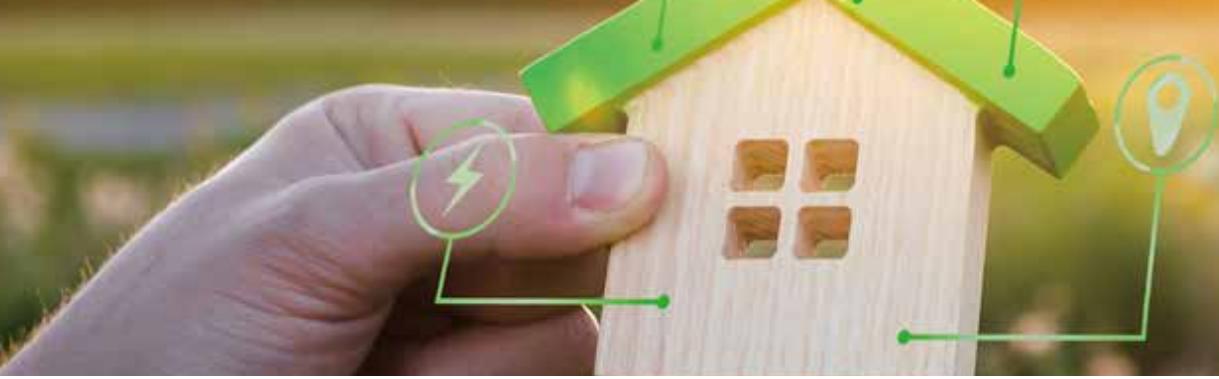
TEL : 03-5577-8381

Web: <https://www.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



省エネ基準適合性判定

省エネ基準適合性判定とは

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律により特定建築物の新築、増築、改築をしようとするとき、工事着手前に建築物省エネルギー確保計画を所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関による省エネ基準への適合性判定が義務付けられています。この基準適合義務は建築基準関係規定ですので所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合性判定通知書がなければ工事が着工できません。

ビューローベリタスは国土交通省の指定を受け省エネ基準への適合性判定を行います。

メリット

- ・ビューローベリタスは登録建築物エネルギー消費性能判定機関と指定確認検査機関の同一機関により省エネ基準適合性判定及び確認検査をワンストップで行うことができます。
- ・全国の省エネ基準適合性判定を行うことが可能です。

ビューローベリタスが選ばれる理由

- ・高い専門性をもつスタッフが正確かつ迅速に判定を行います。
- ・全国の事務所で事前相談を受け付けています。



ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部
東京御茶ノ水事務所 省エネ判定部
TEL : 03-5577-8381
Web: <https://www.bvjc.com/>

[サービスの詳細はウェブサイトへ →](#)

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



住宅性能評価

住宅性能評価とは

銃額性能表示基準により以下の10の評価項目をチェックし等級や数値で表示する制度です。

10の評価項目（新築住宅）

- ①構造の安定／自信・暴風・積雪などに対する強さ
- ②火災時の安全／火災時の燃え上がりにくさや避難のしやすさ等
- ③劣化の軽減／長く住もうための、土台や柱の耐久性
- ④維持管理への配慮／給排水管やガス管などの、清掃や修理のしやすさ
- ⑤温熱環境／冷暖房のムダを抑えるため、壁や窓の断熱の程度
- ⑥空気環境／シックハウスの原因の1つとされる
- ⑦光・視環境／東西南北と真上の方位別に窓の大きさ
- ⑧音環境／どの程度騒音を防げるか
- ⑨高齢者への配慮／お年寄りや車椅子の方への暮らしやすさ
- ⑩防犯対策／外部開口部（ドアや窓等）に、防犯上有効な建物部品や雨戸塔が設置されているかの侵入防止

対策

評価書には、設計段階の図面審査に基づく「設計住宅性能評価書」と、建設工事・完成段階の検査に基づく「建設住宅性能評価書」があります。

メリット

- ・住宅性能評価を取得することで共通に定められた評価軸で建物の性能比較を行うことができます。
- ・住宅性能評価を取得する事でご購入者様に信頼と安心感を提供することができ不動産価値の向上を期待できます。
- ・万が一のトラブルの発生時には、指定住宅紛争処理機関（弁護士会）を割安な料金で利用できます。
- ・民間金融機関による、住宅性能表示住宅の住宅ローン優遇制度を利用できます。
- ・住宅性能表示住宅は、自信保険料が優遇されます。

ビューローベリタスが選ばれる理由

- ・ビューローベリタスでは確認検査と住宅性能評価を同時に実行することが可能です。申請の手間や時間の短縮を図れます。
- ・スピーディかつ正確な対応で、戸建住宅から大規模マンションまで累計210,000戸を超える実績（平成14年度～令和4年6月）があります。



ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部
東京新宿事務所
TEL: 03-5325-1236
Web: <https://www.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ →

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



試験（特別評価方法認定のための試験）

試験（特別評価方法認定のための試験）とは

超高層住宅等の構造安全性を時刻歴応答解析によって確認した住宅で、住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)による住宅性能表示において、構造の安定に関する性能表示を

- ・耐震等級（構造躯体の倒壊防止） 等級2または等級3
- ・耐震等級（構造躯体の損傷防止） 等級2または等級3
- ・耐風等級（構造躯体の倒壊防止及び損傷防止） 等級2
- ・耐積雪等級（構造躯体の倒壊防止及び損傷防止） 等級2

とする場合は、国土交通大臣の特別評価方法認定を受ける必要があります。

「試験」はこの大臣の認定を受ける為の事前の審査をビューローベリタスが行うものです。

メリット

- ・ビューローベリタスでは構造安全性能の性能評価業務と試験業務を並行に行うことが可能です。
- ・申請の手間や時間の短縮を図れます。

ビューローベリタスが選ばれる理由

- ・委員会は性能評価委員会と同時に開催され、月1回以上の東京開催となります。
- ・短期間の設計スケジュールにおいては、臨時委員会での対応も併せて検討いたします。
- ・オンラインでの委員会も対応しています。



ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部
東京新宿事務所

TEL : 03-5325-1236

Web: <https://www.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ →

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



長期使用構造等確認業務

長期使用構造等確認業務とは

長期優良住宅の認定促進等による住宅の質の向上に加え、既存住宅を安心して購入できる環境をさらに整備し、既存住宅流通市場を活性化させるための「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」が2021（令和3）年5月28日に公布され、これにより「長期優良住宅法」、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の改正が行われました。

2022（令和4）年2月20日 施行内容：

登録住宅性能評価機関であるビューローベリタスが住宅性能評価と長期優良住宅の基準の確認を併せて実施することとなります。適合していると認める場合に「確認書」または「設計住宅営農評価書」を交付いたします。

長期使用構造等である旨の確認結果（「確認書」または「設計住宅性能評価書」）が添付された長期優良住宅建築等計画については、長期使用構造等に係る基準に適合しているものとみなすこととし、審査の省略が可能です。

2022（令和4）年10月1日 施行内容：

新たに建築行為を伴わない既存住宅の長期優良住宅認定制度が開始され、優良な既存住宅について、増改築行為がなくとも認定（維持保全計画のみで認定）できるようになりました。建築行為を伴わない既存住宅の認定をするための認定基準が新たに創設され、新築後に（増改築せずに）認定を受ける場合は新築基準、増改築後に認定を受ける場合は増改築基準を適用します。

ビューローベリタスは、所管行政庁への長期優良住宅建築等計画の認定に先だって、「長期使用構造等であることの確認」を行い、申請者に対して「設計住宅性能評価書」「確認書」を交付します。

対象：新築および既存の一戸建住宅および共同住宅等（既存は増築・改築を伴うもの）

メリット

- 長期優良住宅として認定されれば、税の特例措置が受けられ、商品としての付加価値の上昇を期待できます。
- フラット35を利用する場合、より低い金利の「フラット35S」を「特に優良な住宅基準」として利用できます。
- 一定の要件のもとで、所得税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税などの減税措置が受けられます。

ビューローベリタスが選ばれる理由

- ビューローベリタスでは、確認検査と並行して同時に申請することが可能です。
- 豊富な実績と知識を有する技術者が、スピーディーかつ的確に審査を行います。
- 全国いずれの事務所でも申請が可能です。



ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部
東京新宿事務所

TEL : 03-5325-1236

Web: <https://www.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ →

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明

贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明とは

「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置」とは、父母や祖父母などの直系尊属から自己の居住用に供する住宅の新築もしくは取得又は増改築等のための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます）を贈与により取得した場合において、一定金額までの贈与につき贈与税が非課税となる制度です。

租税特別措置法等、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律等の一部が改正され、上記制度が拡充・延長されることになりました。

贈与年	非課税限度額	
	質の高い住宅	左記以外の住宅（一般住宅）
2022年1月～2023年12月	1,000万円	500万円

質の高い住宅の基準：

- 耐熱等性能等級*4以上、または一次エネルギー消費量等級*4以上の住宅
- 耐震等級*（構造躯体の倒壊等防止）2以上、または免振建築物*の住宅
- 高齢者等配慮対策等級*（専用部分）3以上の住宅

*各等級等は、日本住宅性能表示基準の等級（具体的な基準は評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）と同じものです。

基準に適合することを証する書類：

新築住宅（下記のいずれかの書類）

- 住宅省エネルギー性能証明書・建設住宅性能評価書の写し
- 住宅性能証明書
- 長期優良住宅認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書（の写し）もしくは認定長期優良住宅建築証明書
- 低炭素住宅認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書（の写し）もしくは認定低炭素住宅建築証明書

ビューローベリタスは、贈与税非課税限度額加算に係る対象家屋であることを証する、住宅性能証明書（新築住宅のみ）の発行をいたします。

業務区域：日本全国（当社住宅性能評価業務範囲に準じる）

対象：新築の一戸建住宅及び共同住宅（*グループホーム等含む） *床面積が50m²以上240m²以下

ビューローベリタスが選ばれる理由

- ビューローベリタスでは、贈与税の非課税限度額加算措置の要件にある「住宅性能証明書」発行業務を実施しております。
- 省エネ性または耐震性を満たす「建設住宅性能評価書」取得予定の場合は、性能証明書を取得する必要はありません。



ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部
東京新宿事務所
TEL : 03-5325-1236
Web: <https://www.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ →

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他

低炭素建築物新築等計画の技術的審査

低炭素建築物新築等計画の技術的審査とは

2012(平成24)年12月4日に施行された都市低炭素化促進法(都市の低炭素化の促進に関する法律)に基づき、所管行政庁が行う低炭素建築物等の認定が円滑に行われるよう支援するため、認定申請に先立って登録住宅性能評価機関であるビューローベリタスが事前に審査(技術的審査)を行い、適合していると認める場合に「適合証」を交付します。

認定申請される方は、所管行政庁に申請する認定申請書に「適合証」を添えて提出することになります。

ビューローベリタスは、所管行政庁への低炭素建築物新築計画の認定申請に先立って、「技術的審査」を行います。

技術的審査:法の定める認定基準のうち、所管行政庁が定める基準の技術的審査

適合証の交付:各所管行政庁が定める基準について適合を証明

業務区域:日本全国

業務範囲:住宅、非住宅建築物、複合建築物

メリット

1. 所得税等の税制優遇

住宅ローン減税の拡充

認定低炭素住宅					
	居住年	借入限度額	控除機関	控除率	最大控除額
新築住宅・買取再販	令和4年～令和5年まで	5,000万円	13年	0.7%	455万円
	令和6年～令和7年まで	5,000万円			409.5万円
既存住宅	令和4年～令和7年まで	5,000万円	10年		210万円

*令和5年までに新築の建築確認を受けた場合。令和6年以降に受けた場合は対象外。

投資型減税(所得税額の特別控除) ~令和4年1月1日～令和5年12月31日までに入居したものが対象～
標準的な性能強化費用相当額(住宅の構造に関わらず45,300円に床面積を乗じて得た金額)の10%相当額(上限650万円)を、その年分の所得税額から控除。控除しきれない分は翌年分より控除。

*住宅ローン減税との併用不可

登録免許税 ~令和6年3月31日までに取得したものが対象～

新築・未入居の住宅用家屋について、所有権保存登記等に係る税率が一般住宅特例より引き下げられる。

2. 容積率の不算入

低炭素化に質する設備(蓄電池、蓄熱層等)について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入とする。

3. フラット35S(特に優良な住宅基準)の適用



ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部
東京新宿事務所

TEL : 03-5325-1236

Web: <https://www.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ →

対象者

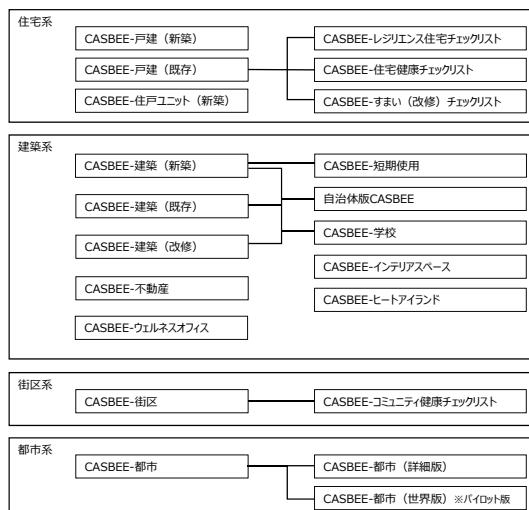
設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



CASBEE 評価認証

CASBEE評価認証とは

CASBEE(建築物総合環境性能評価システム:Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency)とは、建物の環境性能を総合的に評価、格付けする手法で、国土交通省の主導の下、一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター(IBECS)を中心開発が行なわれています。省エネや資源の有効利用など環境負荷を低減させる側面と、居住者の快適性や景観への配慮など環境品質を高める側面の双方を総合的に評価し、「S」「A」「B+」「B-」「C」の5段階で格付けします。ビューローベリタスではお客様が行ったCASBEE評価の的確性を第三者の立場で審査、認証するCASBEE評価認証業務を行っています。



メリット

- CASBEEの評価結果を第三者に提供する場合、一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター(IBECS)が認定したCASBEE評価認証機関であるビューローベリタスの認証を取得することで、評価結果の信頼性や透明性が確保されます。
※ビューローベリタスがCASBEE評価のサポートを行った建築物の認証業務を行うことはできません。
- 評価認証対象となる建築物(評価認証区分)は全ての建築物に対応できます。
- 評価ツールは、新築(簡易版含む)、不動産、既存(簡易版含む)、改修(簡易版含む)、短期使用、戸建に対応できます。

ビューローベリタスが選ばれる理由

- ビューローベリタスには経験豊富な環境系技術者が多数在籍しており、スピーディーに評価及び認証審査をいたします。
- 国際的な建築物評価・認証機関としてLEED、HQE、BREEAMといった海外の評価システムにも対応できる技術を有しており、幅広い技術でお客様の環境性能評価をサポートいたします。



ビューローベリタスジャパン株式会社

技術監査事業本部

TEL : 03-6402-5977

Web: <https://kansa.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー¹
アセットマネジャー
その他



CASBEE 適合性検証

CASBEE適合性検証とは

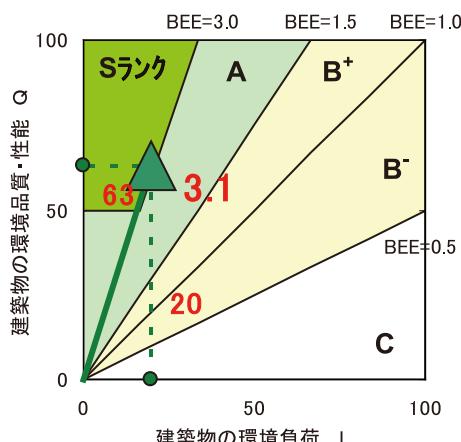
ビューローベリタスは、お客様が行ったCASBEE評価の的確性を第三者の立場で審査、認証するCASBEE評価認証業務のほか、お客様が行うCASBEE評価を検証するCASBEE適合性検証も行っています。

CASBEE評価とは

新築、増築又は改修プロジェクトや既存建築物について環境性能を数値化して把握することで、以下の対策を行うための有用な指標となります。

- ① 環境負荷を低減
- ② 建物の環境性能を最適化と運用コストの低減
- ③ 不動産価値の向上
- ④ 知的生産性の向上

また、多くの自治体で一定の建築物を新築する際に、CASBEE評価の届出を義務付ける制度が設けられています。



ビューローベリタスが選ばれる理由

- ・一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター（IBECs）が認定したCASBEE評価認証機関のため、評価結果の信頼性や透明性が確保されます。
- ・CASBEE評価員の有資格者が多数在籍しています。



ビューローベリタスジャパン株式会社

技術監査事業本部

TEL : 03-6402-5977

Web: <https://kansa.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー⁺
アセットマネジャー
その他



CASBEE-ウェルネスオフィス評価認証

CASBEE- ウェルネスオフィスとは

CASBEE-ウェルネスオフィスは、一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター（IBECs）が開発した、建物利用者の健康性、快適性の維持・増進を支援する建物の仕様、性能、取り組みを評価するツールです。建物内で執務するワーカーの健康性、快適性に直接的に影響を与える要素だけでなく、知的生産性の向上に資する要因や、安全・安心に関する性能についても評価します。

CASBEEウェルネスオフィス評価認証では、「CASBEE-ウェルネスオフィス」の評価マニュアルおよび評価ツールを用いて評価された結果について、第三者が審査し評価結果が的確であることを認証します。

評価対象建築物

CASBEEウェルネスオフィス評価認証は、オフィスビルを評価対象としています。

複合用途ビルの場合は、オフィス用途の部分を対象として評価を行います。

設計段階・運用段階のいずれも評価が可能です。

メリット

- ・認証取得の取り組みにより、従業員・オフィスワーカーの快適な労働環境維持だけでなく、知的生産性の向上に寄与することができます。
- ・既存築古物件でも評価は可能です。
- ・テナントリーシングの際に投資家等へのアピールとなります。
- ・一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター（IBECs）が認定したCASBEE評価認証機関であるビューローベリタスの認証を取得することで、CASBEEの評価結果を第三者に提供する場合、評価結果の信頼性や透明性が確保されます。

ビューローベリタスが選ばれる理由

- ・世界140ヶ国におよぶネットワークを駆使し、さまざまなケースに対応する技術力を提供いたします。
- ・多数のCASBEE評価認証の実績があります。



ビューローベリタスジャパン株式会社

技術監査事業本部

TEL : 03-6402-5977

Web: <https://kansa.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ →

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー¹
アセットマネジャー
その他



LEED 認証適合性検証

LEED（リード）とは

米国グリーンビルディング協会(USGBC:US Green Building Council)が開発した環境評価システムです。評価内容は建物運用、敷地利用、省エネ効果です。Leadership in Energy and Environmental Designから、LEEDという名称で親しまれています。

LEED認証適合性検証とは

LEED認証は複数の評価カテゴリーを設けています。認証取得のためには「必須項目」を必ず満たす必要があります。その上で、「加点項目(合計得点:110点)」を満たすことで、プラチナ、ゴールド、シルバー、サータイフアイドの4つの認証レベルで評価されます。ビューローベリタスは「フィージビリティ調査」「設計／施工審査」「コミッショニング関連」「エネルギー・シミュレーション」の業務スコープにおいて認証取得の適合性検証を実施いたします。

メリット

- ・LEEDは、米国内はもちろん、米国以外の全世界で認証取得の普及が進んでいます。LEED基準に基づく評価により環境性能の国際的な認知が得られます。
- ・CASBEEなど国内の評価手法で既に一定の評価を得ている計画についても、LEED基準に照らすことで国際的な基準との相対的な位置づけを確認し、更なる環境性能向上への指標とすることができます。

ビューローベリタスが選ばれる理由

- ・世界各国での実績が多数あり、LEED AP(LEED評価に関する専門資格)を有する技術者が多く在籍しております。
- ・LEED AP資格者がプロジェクトに参加することで認証取得の加点を得ることが出来ます。
- ・国内の評価システムであるCASBEEにも対応できる技術を有しており、幅広い技術でお客様の環境性能評価をサポートします。



ビューローベリタスジャパン株式会社

技術監査事業本部

TEL : 03-6402-5977

Web: <https://kansa.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー¹
アセットマネジャー
その他



WELL認証適合性検証

WELL（ウェル）認証とは

WELL認証とは建物の環境・エネルギー性能と利用者の健康・快適性を評価する世界初のシステムです。特に居住者の身体にかかる評価ポイントについては、環境工学の観点のみならず、医学の見地からも検証が加えられており、健康志向、生産性向上、さらには離職率の低下に寄与するなどの取得メリットがあると言われています。

WELL認証適合性検証とは

WELL認証は複数の評価カテゴリーを設けています。認証取得のためには「必須項目」を全て満たす必要があります。その上で、加点項目を満たすことで、プラチナ、ゴールド、シルバーのランクで評価されます。ビューローベリタスは「フィージビリティスタディ」「書類審査・性能検証（現場検査）」の業務スコープにおいて認証取得の適合性検証を実施いたします。



メリット

- WELL認証は米国含む全世界で認証取得の普及が進んでいます。WELL認証基準に基づく評価により建物室内環境性能の国際的な認知が得られます。
- WELL認証を取り組む事により、社員の健康意識や会社への帰属意識が高まり、離職率の低減や生産性向上といった効果も望めます。

ビューローベリタスの強み

- 世界140ヶ国に及ぶ拠点とのネットワークを駆使し、様々なケースに対応できる技術力を提供できます。
- WELL認証、LEED認証*を管理するGBCIとグローバル契約を結んでおり、いち早く情報を入手し、お客様に提供いたします。

*米国グリーンビルディング協会(USGBC: US Green Building Council)が開発した環境評価システムです。評価内容は建物運用、敷地利用、省エネ効果です。Leadership in Energy and Environmental Designから、LEEDという名称で親しまれています。



ビューローベリタスジャパン株式会社
技術監査事業本部
TEL : 03-6402-5977
Web: <https://kansa.bvjc.com/>
サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



コミッショニング

コミッショニングとは

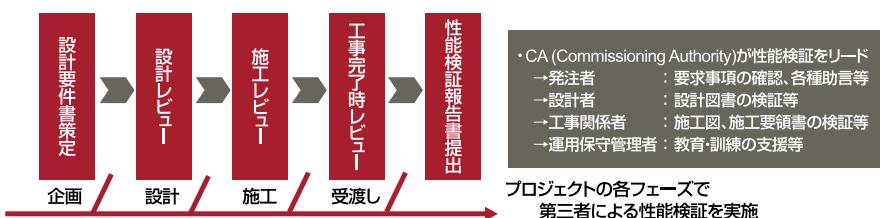
コミッショニングとは、空調設備などに関し発注者の要求するエネルギー性能や環境性能を取りまとめ、設計・施工・受渡しの過程を通して、建築設備の査閲を行う業務です。

建築物の設計から工事完了に至る過程の中で、環境品質やエネルギー効率を高め、必要な品質を確保するために、建築主の依頼を受けた第三者の立場から検証を行い、客観的な情報を提供します。

設計施工の進捗に応じ、設計レビュー、施工レビュー及び工事完了時レビューを行い、発注者の要求性能の実現のための幅広いチェックが行われ、品質の向上が図れます。

メリット

- ・要求性能の実現 発注者の要求性能と設計性能を文書により明確化し、その性能をプロジェクトの各フェーズ（企画・設計・施工・工事完了）で検証することで確実に性能実現を行うことが可能となります。また、発注者とプロジェクト関係者との認識の相違に起因するトラブル発生のリスクが低減します。)
- ・工事完了後の不具合リスクの低減 プロジェクトの各フェーズ（企画・設計・施工・工事完了）で確実な性能検証を行い結果が記録されることで、問題点がプロジェクトの上流側でフィルタリングされ、工事完了後の不具合発生のリスクが低減します。
- ・性能に関する信頼性の向上 従来設計者や施工者にゆだねていた性能検証について、各フェーズ（企画・設計・施工・工事完了）に渡り第三者からの客観的な検証を受けることで、建築物の性能に関する信頼性が向上します。
- ・関係者の意識変化 第三者が加わることで、発注者、プロジェクト関係者それぞれの立場を再確認でき、関係者相互の意識改革が可能となります。



ビューローベリタスが選ばれる理由

- ・世界的な第三者認証機関として信頼性の高い性能検証を行います。
- ・環境系技術者によって、建築・設備の豊富な知識と経験に基づき的確な検証を実施いたします。
- ・LEEDやCASBEEなどの国内外の評価認証システムの適合性検証、東京都排出量取引制度の基準排出量検証、エンジニアリングレポート作成といった各種環境関連業務に幅広く対応しています。

※全世界で認証取得が進んでいる米国評価認証システム：LEEDでは、第三者のコンディショニングオーソリティの参画が必要な場合があります



ビューローベリタスジャパン株式会社
技術監査事業本部

TEL : 03-6402-5977

Web: <https://kansa.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



耐震判定

耐震判定とは

耐震改修促進法や義務教育諸学校施設費国庫負担法に基づき、特定行政庁や文部科学大臣から耐震診断や耐震改修に係る支援制度を活用する場合、第三者による客観的な評価である耐震判定委員会の判定を受ける必要があります。

また、増築申請時における既存建築物の診断や補強設計、あるいは確認申請を伴わない診断・補強設計などを第三者の立場で任意に判定することも可能です。

ビューローベリタスは、この判定を行う委員会を設け、審査・判定書の発行を行います。

メリット

- 耐震判定の第三者評価を取得することで、その診断・補強設計内容の信頼性が増し、補助金申請や増築申請時の確認添付図書として利用できます。

ビューローベリタスが選ばれる理由

- ビューローベリタスの耐震判定委員会は、全国耐震ネットワーク委員会に参加する委員会です。全国5地域(東北:仙台、関東:東京新宿、中部:名古屋、関西:大阪、九州:福岡)に設置しており、いずれも全国の建築物を対象に判定を行っています。
- 主な実績としては文部科学省の国庫補助対象である学校関係や、耐震改修促進法に基づく診断義務化建物などがあります。
- 時刻歴応答解析を伴う制震補強や免振レトロフィットなども対応しています。
- 委員会開催は月1回以上としていますが、年度末など混み合う時期には、ご希望のスケジュールに極力お答えできるよう臨時委員会を開催しています。
- オンラインでの委員会にも対応しています。



ビューローベリタスジャパン株式会社

技術監査事業本部

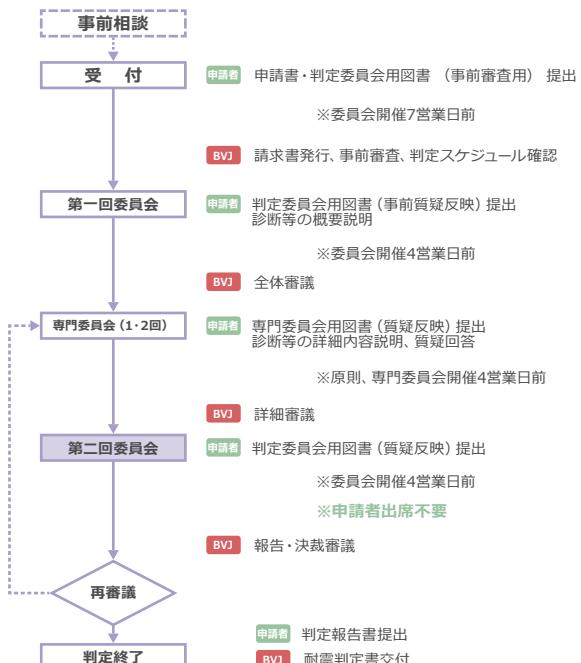
TEL : 03-6402-5977

Web: <https://kansa.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

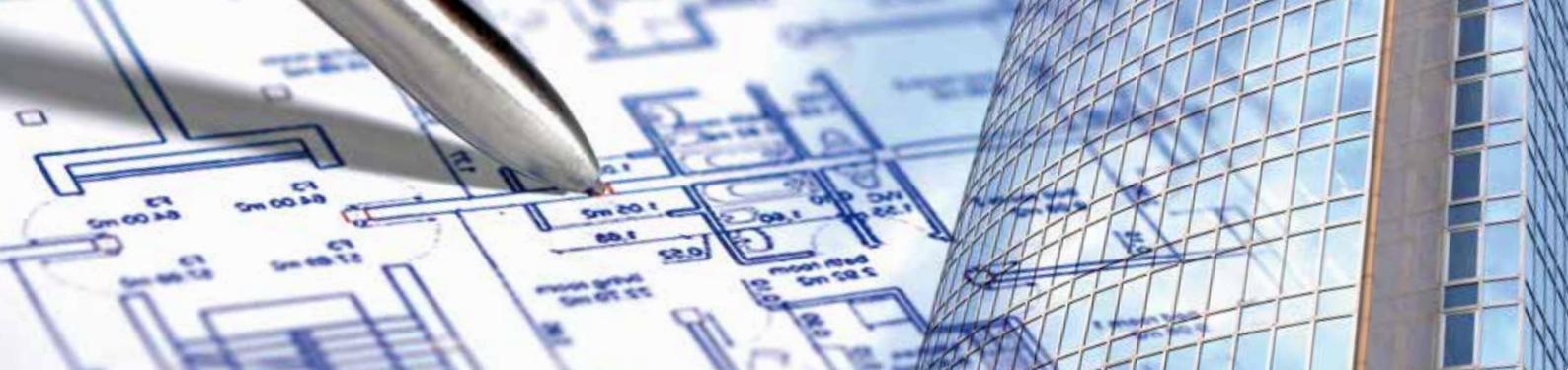
申請から判定書までのフロー

5地区で委員会、専門委員会開催(従来の対面形式に加え、オンライン形式でも対応しております。)



対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



性能評価

性能評価とは

建築基準法令に定められた一般的な仕様規定や告示によらず、下記の高度な構造計算や検証を行った建築物は、確認申請を行う前に国土交通大臣の認定を取得する必要があります。

「性能評価」は、この大臣の認定を受けるために必要な事前の審査を指定性能評価機関としてビューローベリタスが行うものです。審査は、学識経験者（大学の先生方を中心）による委員会形式で行い、審査終了後に性能評価書を交付します。

- [構造安全性能] 高さ60mを超える行構想建築物や工作物、また免振、制振建築物などの構造安全性を時刻歴応答解析によって確認する
- [耐火性能] 火災が発生した際に、火災が終了するまでの主要構造部の耐火性能ならびに開口部の防火設備の遮炎性能を確認する
- [避難安全性能] 居室、各階、建築物全体から在館者が火災により発生した煙等にさらされることなく、避難できるかどうかを確認する

メリット

- ・告示の計算方法を利用せずに、時刻歴応答解析や耐火検証・避難安全検証（レートC）による性能評価を取得することで、最終的に大臣認定建物としての価値、優位性を保つことができます。
- ・時刻歴応答解析は、超高層建築物においては義務化されている計算方法ですが、低層の免震、制振建築物などにおいても適用可能です。
- ・耐火性能検証においては、耐火被覆の低減、中間階免震の免震装置やCFTの無耐火被覆、膜屋根の計画が可能となります。また、避難安全性能検証においては、豊穴・異種用途区画、歩行距離、直通階段や排煙設備などの緩和が可能となります。

ビューローベリタスが選ばれる理由

- ・委員会は原則、月1回以上の東京開催となります。
- ・短期間の設計スケジュールにおいては、臨時委員会での対応※も併せて検討いたします。
- ・また、国土交通大臣による認定審査がスムーズに進むよう、資料の構成等にも配慮します。
- ・免震、制震建築物を中心として、共同住宅、事務所ビル、病院、データセンターなど多数の実績があります。
- ・オンラインでの委員会にも対応しています。

※構造安全性能のみ対応



ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部
東京新宿事務所 建築評定部
TEL : 03-5325-7338
Web: <https://www.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



防災評定業務（大阪府）

防災評定業務（大阪府）とは

大阪府内では、一定の建築物について建築確認申請の手続きを行う前に、大阪府内建築行政連絡協議会が定めた「高層建築物等の防災措置に関する要綱」に基づいて、建築防災評定を取得しなければなりません。

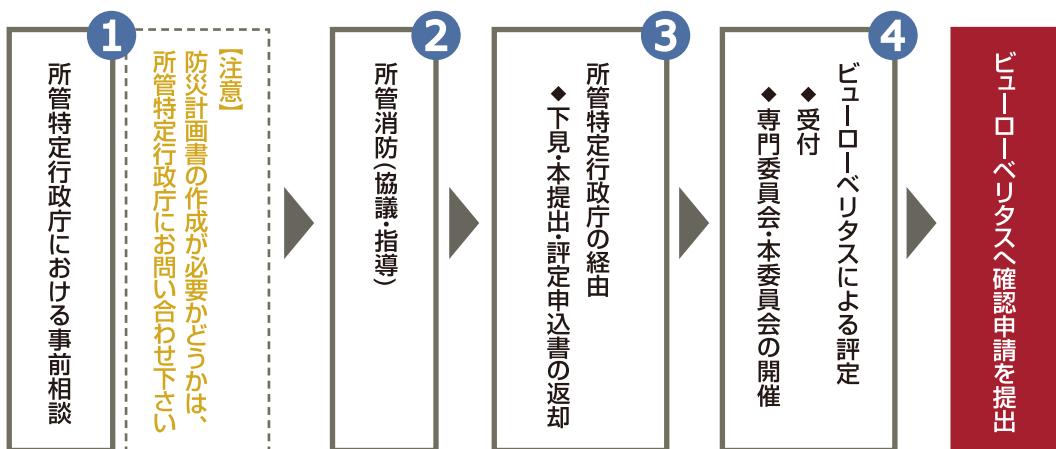
この対象建築物は、大阪府内の特定行政庁が防災計画の届出が必要と認めた建築物となり、例えば高さが31mを超える建築物などがあります。（要綱第4条・第6条第3項）

メリット

- 建築基準法及び消防法の目的をふまえ、火災などの災害に対する建築物の安全性を確保し、建築物を使用する者の安全の確保を図るため、より高度な防災性能を有する建築物であることについて、防火避難等を専門とする委員で審査します。

ビューローベリタスが選ばれる理由

- 評定対象となる建築物を確認申請の前に同一の機関でチェックすることができますので、スピーディーな対応が可能となります。
- オンラインでの委員会にも対応しています。



ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部
東京新宿事務所 建築評定部

TEL : 06-5325-7338

Web: <https://www.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



建築技術性能証明

建築技術性能証明とは

各社が研究開発した新技術の適正かつ迅速な導入を図り、建築技術の水準の向上に寄与することを目的として、その技術内容が開発目標に到達していることを確認します。そのために、各社自ら実施した実験や検討の内容を性能証明委員会にて審査し、達成していると認める場合にはこれを証明する任意の審査業務です。「工法認定」、「技術証明」などと呼ばれることもあります。

対象とする技術の範囲は、建築物等に係わる技術で以下に掲げるものを対象とします。

対象技術

- ・建築物等の材料、部材、性能、施工等に係わる技術（特定天井含む）
- ・建築物等の設計、構法等に係わる技術
- ・既存建築物等の維持保全、改修のための設計（補強）、材料、工法等に係わる技術
- ・既存建築物の任意の天井改修（個別認定）
- ・既存建築物の復元に係わる維持保全、設計、施工等（個別認定）
- ・上記以外に建築物等の有効活用等に資する技術

メリット

- ・建物に新技术を採用するには、その技術を含めて建物個別の第三者による評定などが必要なことがあります。その建物単位の評定の都度、技術説明を必要とする審査を進めなければならず、時間と労力を要します。そこで、「性能証明」のような第三者の技術評定を取得しておくことにより、その後の当該技術の審査の簡略化が図れることになります。
- ・個別認定においては、監理者などの第二者からの報告ではなく第三者の目線による建物の環境、品質、安全及び機能面に関する客観的な情報を得ることが可能となります。

ビューローベリタスが選ばれる理由

- ・高い技術力と豊富な経験を有する委員会を構成し、審査を進めます。
- ・オンラインでの委員会にも対応しています。



ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部
東京新宿事務所 建築評定部

TEL : 03-5325-7338

Web: <https://www.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



省エネ性能評価

省エネ性能評価とは

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に定められた省エネ基準で評価できない特殊な構造又は設備を用いる建築物は、省エネ基準同等以上の性能を有することについて国土交通大臣の認定を取得する必要があります。この大臣認定プロセスの省エネ性能を確かめる為の技術評価「省エネ性能評価」を、登録建築物エネルギー消費性能評価機関としてビューローベリタスが行います。評価は学識経験者（大学の先生方を中心）による委員会形式で行い、評価終了後に評価書を交付します。

また、当社はエネルギー消費性能に係る任意評定機関として、任意評定も行います。

メリット

- ・省エネ基準で評価できない特殊な構造又は設備を用いる建築物は、大臣認定を取得することで省エネ基準適合性判定の適合判定通知書と同等の扱いとなります。
- ・ビューローベリタスは登録建築物エネルギー消費性能判定機関と登録建築物エネルギー消費性能評価機関の同一機関により、省エネ基準適合性判定、若しくは大臣認定プロセスの省エネ性能評価のどちらにも対応可能できます。
- ・指定確認検査機関でもあるビューローベリタスは、省エネ性能評価及び確認検査をワンストップで行うことができます。

ビューローベリタスが選ばれる理由

- ・委員会は原則として月1回開催します。
- ・短期間の設計スケジュールにおいては、ご要望に応じて臨時委員会開催対応を検討いたします。
- ・オンライン委員会にも対応しています。



ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部
【住宅】東京新宿事務所 TEL:03-5325-1236

【非住宅】東京御茶ノ水事務所 TEL:03-5577-8381

Web: <https://www.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



建築士定期講習

建築士定期講習とは

建築士法では、「建築士は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。」とされています。建築士事務所に属する建築士には、2008年11月28日に施行された改正建築士法により、3年毎に国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う定期講習を受けることが義務付けられました。(建築士法第22条、第22条の2) ビューローベリタスは国土交通省登録講習機関として、建築士定期講習(一級建築士・二級建築士)を実施いたします。主な内容は以下の通りです。

- ・建築基準法、建築士法、その他関係法令の最近の改正内容等
- ・最新の技術、設計及び工事監理の実務の動向
- ・建築物の事故事例及び処分事例並びにこれらを踏まえた職業倫理
- ・その他設計及び工事監理に関し必要な事項
- ・修了考査

メリット

- ・講習を受講することにより建築士としての義務を果たし、設計事務所の建築士登録に利用できます。
- ・また、設計を専門としない建築士の方にも建築基準法や建築技術に関する新しい情報を取得する機会として、知識及び技能のブラッシュアップにご活用いただけます。

ビューローベリタスが選ばれる理由

- ・講習会場は、ビューローベリタスの全国の事務所所在地を中心とした主要都市のアクセスの良い場所で行います。
- ・講習は、主に映像システムBLS(Bureau Veritas Learning System)で行い、講師の説明にあわせてテキストの該当ページが表示され、説明箇所が一目でわかるようになっています。
- ・ビューローベリタスのオリジナルのテキストは、重要なポイントを把握しやすく、かつ最新の建築情報を盛り込んだものとなっています。
- ・受講申込みは、インターネットで24時間お申し込みができます。
- ・受講日当日の合否判定も可能で(希望者のみ、受講日の1週間前までに必要書類の提出が必要)。
- ・ビューローベリタスの建築士定期講習は、日本建築士会連合会と日本建築家協会の継続職能開発(CPD)制度参加型研修プログラムです。
- ・オンライン型講習(修了考査のみ会場受検)も対応しています。



ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部
エデュケーションサービス部 建築士定期講習事務局

TEL : 03-6777-3529

Web: <https://www.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



違法性調査

違法性調査とは

建築基準法などの法令やお客様の指定した基準と既存建物とを照らし合わせてその適合性を調査します。(任意調査)
建築物の既存不適格調査を計画している方、増改築や用途変更をお考えの方、コンプライアンス上遵法性確認を考えている方等に向けて、法手続きによらず客観的な第三者の立場から監査をいたします。

資料調査、ヒアリング、現地調査など第三者の視点から幅広いチェックが行われ、品質の確保が図れます。

建設時、既存建物売買・状況確認時などにおいて、企業に求められるコンプライアンスの内容は高度かつ多岐にわたっており、企業自らで全内容を実践することが難しくなってきています。ビューローベリタスは第三者という立場でコンプライアンスに関する基準と実際の運用状況とのギャップを調査することで、企業の経営リスクの低減に寄与します。

メリット

・調査結果は、依頼者様にとって現状及びリスクの把握や、建物の運用方針策定に役立てることができます。

・客観的な情報を得ることが可能となります。

工事監理者などの当事者からの報告ではなく、公平な立場にある第三者の目線により客観的な情報を得ることが可能となります。

・関係者の意識変化

第三者が加わることで、事業主、設計者、工事監理者、工事施工者など関係者相互の意識改革が図られます。

実績

業務内容	実例
遵法性調査	<ul style="list-style-type: none">建築基準法に対する遵法性調査(工場、学校など)某国文化会館既存建築物の設備診断エレベーター監査避難安全検証法に対する監査既存建物避難経路監査



ビューローベリタスジャパン株式会社

技術監査事業本部

TEL : 03-6402-5977

Web: <https://kansa.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



仮使用認定

仮使用認定とは

従来、行政でしか取り扱えなかった業務が、2015年6月1日より一部民営化されました。仮使用認定とは仮使用部分と工事部分とが防火上有効に区画されていること等の一定の安全上・防火上の基準を定め、指定確認検査機関・建築主事が当該基準に適合すると認めることです。この認定をもって仮使用することができます。

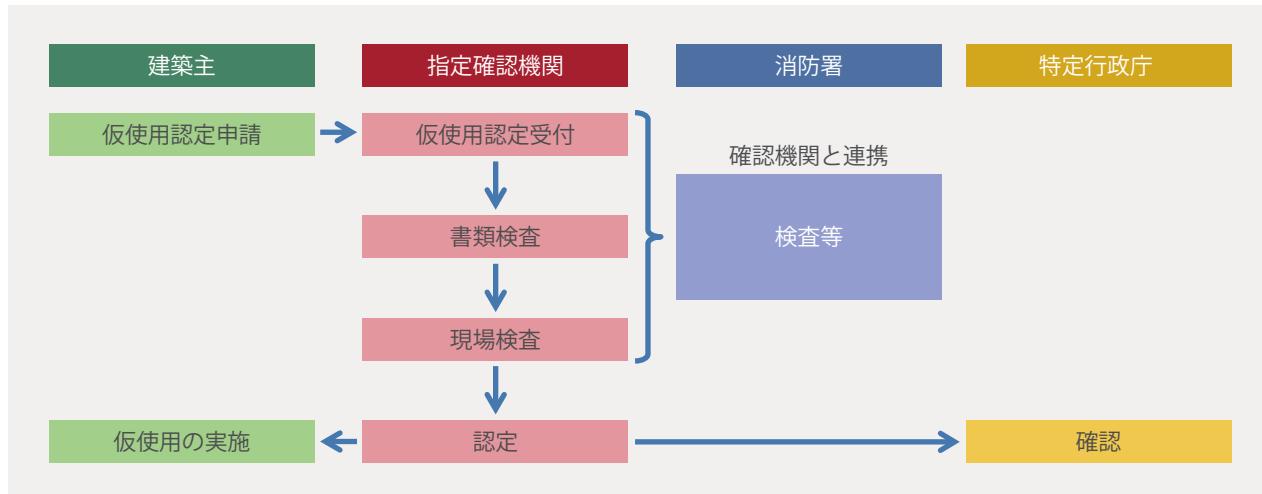
メリット

- ・ビューローベリタスの各事務所におきまして、日本全域の申請が可能です。
- ・確認申請から仮使用、完了検査がワンストップで可能になり迅速化が可能となります。
- ・また、テナント入居等の希望に柔軟に対応が可能となります。

ビューローベリタスが選ばれる理由

- ・全国でトップクラスの建築確認の実績があります。
- ・高い専門性を持つスタッフが正確かつ迅速に仮使用の審査・検査を行います。

仮使用フロー



ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部
建築確認審査部・各事務所

Web: <https://www.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



品質監査 (QATA : Quality Assistance Technical Audit)

品質監査とは

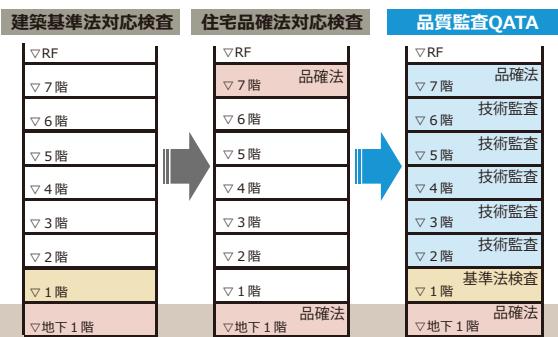
建設における法的な検査として、特定工程とされる数回の検査が行われていますが、事業者側としての品質管理、また、利用者(マンションの場合は購入者)側の信頼性という視点から見た場合、法的検査では十分とは言えません。ビューローベリタスは第三者検査機関として建設における各階の躯体・仕上・設備等の品質監査を提供いたします。事業者が供給する建物の品質の確保と、エンドユーザーへの品質の見える化として建築確認・住宅性能評価の検査同等以上のサービスを提供し、商品価値を高めます。

メリット

事業者としての品質活動 開発事業者の品質管理部門としてのアウトソース	Quality 世界的な検査機関が確かな監査を実施 事業者の監査機能としてサービス 確認検査機関としての実績と経験
クライアントへの販売ツール マンション販売ツールとしての第三者監査	Trust エンドユーザーへ商品としてアピール レポートが品質の見える化を実現 購入予定者への工程説明
スピーディ ローコスト ストレスフリー、工程にあわせた監査と 優れたコストパフォーマンス	Speed Cost スピーディに監査を手配 優れたコストパフォーマンス さまざまなニーズに対応
多彩な検査メニュー 放射線監査、CASBEE/環境計画 検査、各種非破壊検査	Variety 放射線検査 CASBEE/環境計画 検査 各種非破壊検査

ビューローベリタスが選ばれる理由

- 建築確認検査・建設住宅性能評価の実績を有する第三者機関が信頼性の高い監査を提供します。
- クライアントのニーズに合わせて各種監査方法を提供いたします。
- 住宅供給者の品質を監査することで、ローコストオペレーションを提供いたします。
- 監査レポートを作成することにより品質の見える化を実現し、販売ツールとしてエンドユーザーにアピールいたします。



～品質監査事例(マンション)～

建築基準法、住宅
品確法対応検査
以外の部分を
監査でカバー



ビューローベリタスジャパン株式会社
技術監査事業本部
TEL : 03-6402-5977
Web: <https://kansa.bvjc.com/>
サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



適合証明（フラット35）

適合証明とは

住宅金融支援機構が民間金融機関と提携して提供しているフラット35（長期固定金利住宅ローン）等をご利用いただくためには、建設・購入される住宅について、住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書を取得する必要があります。

ビューローベリタスは、適合証明検査機関として物件検査を行い、適合証明書を交付する業務を行います。

メリット

- 適合証明書の交付を受けることで、フラット35（長期固定金利住宅ローン）を利用できる性能を持つ住宅であることを示すことができ、商品としての価値向上が期待できます。

ビューローベリタスが選ばれる理由

- 適合証明と確認申請を同時平行で審査が可能ですので、よりスピーディに手続きを進めることができます。
- ビューローベリタスが住宅性能評価書を発行している住宅や住宅瑕疵担保責任保険の検査を行っている住宅については、一定の手続きの省略を行うことができるので、申請や検査にかかる手間が省けます。

災害復興融資等の工事審査業務

住宅金融支援機構が行う災害復興融資（被災した住宅を復旧（建替え・購入、補修）するための資金の融資）等を受けるためには、融資を受ける建築物等が住宅金融支援機構の定める基準に適合していること等について、地方公共団体又は工事審査機関による現地での工事審査（現場審査又は購入物件審査）を受ける必要があります。

ビューローベリタスは、工事審査機関として災害復興融資等の工事審査業務を行います。



ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部
建築確認審査部・各事務所

Web: <https://www.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



住宅瑕疵担保保険

住宅瑕疵担保保険とは

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(住宅瑕疵担保履行法)により、平成21年10月1日の住宅の引き渡しから、新築住宅を消費者に供給する建設業者や宅建業者には、瑕疵担保責任を確実に履行するための資力確保措置(住宅瑕疵担保責任保険への加入または保証金の供託)が義務付けられました。

ビューローベリタスはこの住宅瑕疵担保責任保険の保険取次店業務と保険現場検査業務を行います。

メリット

- ・住宅瑕疵担保責任保険に入ることで、保証金(最低2,000万円)の供託が不要となります。
- ・売主と買主との間で紛争が生じたときに、専門の紛争処理機関において、適切かつ迅速な紛争処理が受けられます。
- ・戸建て住宅等で適合証明業務申請をいただいた場合、住宅瑕疵担保責任保険の検査を行うことで、適合証明業務検査の一部を省略することができる場合があります。

ビューローベリタスが選ばれる理由

- ・ビューローベリタスの検査員は保険検査のほか、建築確認等の検査も兼務することができますので、検査手間を省き、スピード感のある検査業務を行うことができます。
- ・各種住宅瑕疵担保責任保険を取り扱っております。
 - a)まもりすまい保険(株式会社住宅保証機構 提供):取次業務・検査業務
 - b)あんしん住宅瑕疵保険(株式会社住宅あんしん保証 提供):検査業務
 - c)JIOわが家の保険(株式会社日本住宅保証検査機構 提供):検査業務
 - d)新築住宅かし保険(株式会社ハウスジーメン 提供):検査業務
 - e)ハウスプラスすまい保険(戸建住宅)(ハウスプラス住宅保証株式会社 提供)一部地域のみ:検査業務



まもりすまい保険
(株式会社住宅保証機構 提供)

あんしん住宅瑕疵担保
(株式会社住宅あんしん保証 提供)

新築住宅かし保険
(株式会社ハウスジーメン 提供)



JIOわが家の保険
(株式会社日本住宅保証検査機構 提供)

日本住宅保証検査機構



ハウスプラスすまい保険(戸建住宅)
(ハウスプラス住宅保証株式会社 提供)



ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部
住宅瑕疵担保責任保険専用窓口

TEL : 045-274-8166

Web: <https://www.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

- 設計者・施工者
- デベロッパー・投資家
- ビルオーナー
- アセットマネジャー
- その他



現金取得者向け新築対象住宅証明審査業務

(すまい給付金の申請時に必要となる「新築対象住宅証明書」の発行)

すまい給付金とは

平成26年4月1日より段階的な消費税率の引き上げが実施されています。

「すまい給付金」とは、自らが居住する住宅の購入時にかかる消費税の負担を軽減するための措置として、引き上げ後の消費税率が適用される方に対し、給付金を支給する制度です。

*住宅ローン等利用により住宅を取得される場合は、本証明書は不要となります。

審査基準：住宅金融支援機構の定める【フラット35】S(金利Bプラン)の基準を満たす住宅

(下記のいずれか)

- (1)耐震性に優れた住宅(耐震等級2以上の住宅、または免震建築物)
- (2)省エネルギー性に優れた住宅(等級4)
- (3)バリアフリー性に優れた住宅(等級3以上)
- (4)耐久性・可変性に優れた住宅(劣化対策等級3、かつ維持管理対策等級2以上)

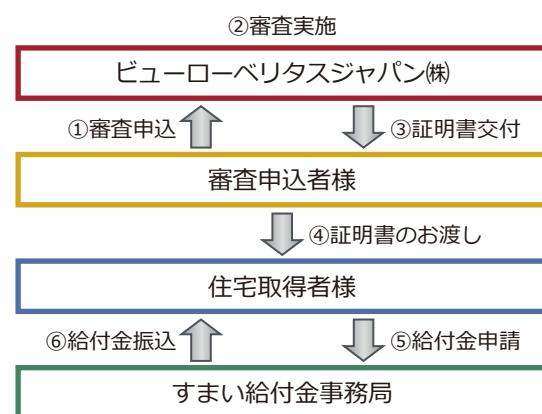
*【フラット35】Sの適合証を取得されている場合は、給付金申請時に適合証を利用出来たため、本証明書の取得は不要となります。

メリット

- ・給付額：住宅取得者の取得時に適用される消費税率に応じ設定されています。
- ・収入額(都道府県民税の所得割額)によって給付基礎額が決まり、給付基礎額に登記上の持分割合を乗じた額(千円未満切り捨て)が給付されます。

ビューローベリタスが選ばれる理由

- ・日本全域の住宅対象に、「住宅性能評価」の審査を実施
- ・スピーディかつ正確な対応で、戸建住宅から大規模マンションまで、累計230,000住戸を超える実績
(平成14年度～令和5年6月)



ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部
住宅性能評価業務部

TEL : 03-5325-1236

Web: <https://www.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



12条点検（建築基準法第12条 定期報告）

12条点検（建築基準法第12条 定期報告）とは

建築基準法は昭和25年に制定されました。そして、昭和34年の法改正時に定期報告制度が盛り込まれ、昇降機および建築設備の所有者は、定期的に建築主事またはその委任を受けた市町村または県の吏員の検査（官庁検査と称した）を受けなければなりませんでした。

昭和45年の法改正により「定期検査報告制度」が正式に誕生しました。その後多くの災害事例を受けて安全対策が見直され、建築物の所有者には維持保全を適切に推進し、建築災害・事故を未然に防止することが求められています。

対象建築物となった建物の所有者は定期検査を実施し、特定行政庁へ報告を行います。

建築基準法第12条の検査内容

建築基準法第12条に含まれる検査内容は主に4つに分類されます。

第12条第1項 特定建築物定期調査・外壁打診検査

第12条第3項 建築設備定期検査

第12条第3項 防火設備定期検査

第12条第3項 昇降機等定期検査（エレベーター保守業者が検査実施のケースが多い。）



一級建築士・二級建築士は、4種類すべての定期報告業務を行うことができます。

特定建築物調査員・建築設備検査員・防火設備検査員は、それぞれの調査・検査のみ報告業務を行うことができます。



ビューローベリタスジャパン株式会社 インサービス検査事業本部
インサービス検査部
TEL : 03-5425-4860 ☎ 0120-719904
Web: <https://www.buil-repo.com/>
サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー¹
アセットマネジャー
その他



防災・防火・消防設備・消防点検報告義務

防災・防火・消防設備・消防点検報告業務とは

防災管理点検報告制度(消防法 第36条)

大規模な防火対象物の管理について権原を有する者は、防災管理点検資格者に建物の地震対策等の災害時に必要となる事項について1年に1回点検させ、その結果を消防署長に報告することが義務づけられています。防災管理資格者として点検を実施いたします。

防火対象物点検報告制度(消防法 第8条の2の2)

一定の防火対象物の管理について権原を有するものは、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防長または消防署長に報告することが義務づけられています。防火管理が適切に行われるよう、防火対象物定期点検を実施いたします。

消防用設備点検報告制度(消防法 第17条の3の3)

防火対象物の関係者(所有者・管理者・占有者)は消防法に基づき設置された消防設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告することが義務付けられています。

- ・機器点検(6ヶ月に1回)

消防用設備等の適正な配置、損傷等の有無や機能について、簡易的な操作により判別できる事項を消防法に定める技術上の点検基準に従い確認します。

- ・総合点検(12ヶ月に1回)

消防用設備等を作動させ、又は使用することにより総合的な機能を点検基準に従い確認します。

メリット

- ・防災、消防の専門性を兼ね備えた経験豊富な検査員が点検、報告業務を実施いたします。

ビューローベリタスが選ばれる理由

- ・全国で点検報告業務の実施が可能です。
- ・建築基準法第12条定期報告・検査業務、省エネ法定期報告、電気保安業務*を実施しており、消防関連法令の対応だけでなく、建築物等の維持保全における法令適合性チェックをあわせて実施できるワンストップサービスを提供いたします。 *電気保安業務は関東地区にて実施。



ビューローベリタスジャパン株式会社 インサービス検査事業本部
インサービス検査部
TEL : 03-5425-4860 ☎ 0120-719904
Web: <https://www.buil-repo.com/>
サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



電気保安点検（自家用電気工作物法定点検）

電気保安点検業務とは

電気事業法では、自家用電気工作物の工事、維持、運用について、設置者が自己責任において保安規程を作成し、さらに電気主任技術者を選任して、電気の保安を確保することが法律で義務付けられています。

これらについては国への各種手続きや届出が必要となります。

電気設備の保安管理は使用者の責任において行うものとされていますが、費用・資格者等の問題により電気主任技術者の「外部委託承認制度」が設けられており、経済産業省から電気保安法人としての要件を確認された法人の有資格者が点検を行います。

自家用電気工作物とは

自家用電気工作物とは、電気事業法第38条で「電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物」と定義されています。

具体的には、電力会社から600Vを超える電圧で受電して電気を使用する設備が該当します。電気事業法第38条で定義された自家用電気工作物には、以下のものが該当します。

- ・電力会社等から600Vを超える電圧で受電して電気を使用する設備
- ・発電設備とその発電した電気を使用する設備
- ・電力会社等からの受電のための電線路以外に構外にわたる電線路を有する電気設備
- ・火薬工場および炭鉱

経済産業省の関東東北産業保安官座部より「電気保安法人」として承認を受け2015年4月1日より電気保安の外部委託業務を開始しております。

ビューローベリタスは電気事業法の規定に基づき、業務を行います。

対象：自家用電気工作物

業務区域：関東地域

メリット

- ・電気保安業務の専門性を兼ね備えた経験豊富な検査員が在籍しており、高い点検品質の業務を実施いたします。

ビューローベリタスが選ばれる理由

- ・建築基準法第12条定期報告・検査業務、省エネ法定期報告、防災、消防点検業務を実施しており、電気保安業務だけでなく、建築物等の維持保全における法令適合性チェックをあわせて実施できるワンストップサービスを提供いたします。
- ・関東圏一円での業務が可能です。



ビューローベリタスジャパン株式会社 インサービス検査事業本部
インサービス検査部

TEL : 03-5425-4860 ☎ 0120-719904

Web: <https://www.buil-repo.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



屋外広告物点検

屋外広告物点検とは

屋外広告物法の運用に関する技術的助言として地方公共団体に送付されている「屋外広告物条例ガイドライン」が平成28(2016)年に改正され、屋外広告物の所有者等による点検の促進、設置許可更新等の申請を行う場合の点検結果の提出義務化等が盛り込まれました。

これを基に、全国の地方自治体では「屋外広告物条例」の見直しや制定が行われ、一定規模以上の屋外広告物を有資格者(屋外広告士、建築士など)等が点検を行う「点検の義務化」を制定する動きが拡大しています。

屋外広告物条例を制定している地方公共団体の多くは、更新許可申請を行う際に安全点検報告書の添付を求めていますが、その様式、点検項目・点検内容はさまざまです。

そこで平成29(2017)年、国土交通省 都市局 公園緑地・景観課は、点検の具体的な方法について「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」を作成しました。指針には屋外広告物の点検の実効性を高めるための点検箇所や点検項目等がまとめられており、ビューローベリタスが行う点検もこの指針に則って行います。

屋外広告物の管理義務

地方自治体の条例の見直しや制定にともない、違反した場合懲役や罰金刑に処するとする条例も増えています。

広告主、広告物を表示・設置する広告業者、広告物の所有者・占有者、広告物が設置されているビル所有者はもとより、広告物の管理を行う者にも屋外広告物の維持管理義務の範囲が広がっています。

メリット

- 1 第三者点検による透明性
- 2 建築基準法第12条定期報告とセット発注で省手間
- 3 全国対応
- 4 多店舗スケジューリングサポート

その他

- ・12条点検(建築基準法第12条 定期報告)の年間検査実績12,000件*の実績が示す、専門知識の豊富な検査員が在籍。
- ・ビルオーナー・広告主・広告設置者の皆さまのご要望に合わせた点検項目や点検方法、点検報告書書式のカスタマイズが可能(事前相談も承ります)。

*2022年1月～12月実績



ビューローベリタスジャパン株式会社 インサービス検査事業本部
インサービス検査部
TEL : 03-5425-4860 ☎ 0120-719904
Web: <https://www.buil-repo.com/>
サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他

学校施設の非構造部材耐震点検

「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」に基づく定期点検とは

学校施設は、子どもたちの学びの場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も果たしています。その安全性を確保するため、文部科学省により公立学校施設の構造体の耐震化および屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策が推進されてきました。

一方で、近年の大規模地震により、天井材の落下などのいわゆる「非構造部材」被害も発生したため、平成 22(2020)年3月に「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」が作成され、多くの学校で取り組みが進みました。非構造部材の耐震対策を一層推進するために、平成27(2015)年3月に、学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版)が発行されています。

これまでの非構造部材耐震点検の取り組みと、研究結果や大震災以降の告示を踏まえ、地震時に非構造部材による被害が生じないよう、錆やひび割れなどの劣化状況や部材の取付工法の確認を行い、危険性を把握し、予防的対策に結び付けることが目的です。

このガイドブックは一般的な小中学校施設が想定されていますが、基本的な考え方は、類似の施設を持つ幼稚園、高校、大学や社会体育施設等にも有効であるとされています。

ビューローベリタスでは主に、学校設置者が行う点検について、実施いたします。(必要に応じて専門家に依頼し、専門的・技術的な点検が必要とされています)

学校（教員）および学校設置者（施設管理者）側が実施する点検の種類

文科省指定の点検チェックリストに基づき報告書を作成します。

学校が行う点検の種類

- (1) 家具等の耐震性点検(年1回程度実施)
- (2) 非構造部材の劣化点検(毎学期1回程度実施)
- (3) 家具等の使い方点検(日常的に実施)

学校設置者が行う点検の種類

- (1) 耐震性一斉点検(計画的に一度全校で実施)
- (2) 定期的に行う劣化点検(3年に1回程度実施)
- (3) 臨時に行う劣化点検(学校の報告に基づき隨時実施)

メリット

- ・建築基準法第12条定期報告の検査数12,000件*の実績から、建物専門知識の豊富な検査員が在籍。
- ・事前相談などで学校様のご要望に合わせた、点検項目の取捨選択などを行います。

*2022年1月～12月実績



ビューローベリタスジャパン株式会社 インサービス検査事業本部
インサービス検査部
TEL : 03-5425-4860 ☎ 0120-719904
Web: <https://www.buil-repo.com/>
サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



マンション修繕監査

マンション修繕工事監査とは

マンションの修繕工事(建物、設備の改修等)を実施するにあたり「発注する工事が施工要領書等に従って施工されているかを確認したいが、建築・設備に詳しい担当者がいない」といった不安を解消するため、第三者として工事の監査を行います。

- ・調査必要資料

施工要領書、認定工法の資料等

現場検査結果記録、施工結果報告書等

その他の資料

第三者による 技術監査実施のメリット

- 事業主に客観的な情報供給が可能 — 建築物の環境、品質、健康及び安全、機能面に関する客観的な情報を得ることが可能
- 関係者意識の変化 — 事業主、第二者それぞれの立場を再確認でき、関係者相互の意識改革が可能
- 事業遂行における食い違いの解消 — 事業主と第二者間に介在するプロジェクト遂行中の食い違いを解消

メリット

- ・事業主が施工状況を確認するには、建築・設備の専門的な知識に基づき施工者から提出された施工要領書・施工結果報告書・現場結果記録等の内容を理解する必要があります。ビューローベリタスでは、監査に必要な資料をお預かりし、工事が施工要領書等に従って施工されているか、施工要領書で定める検査が適切に実施されているかなどを、書類確認・現地調査などによって、第三者の立場で監査を実施し、その内容をご報告いたします。

ビューローベリタスが選ばれる理由

- ・建築・設備の専門知識を有するビューローベリタスの監査員が監査することで修繕工事の不安の解消に寄与することができます。



ビューローベリタスジャパン株式会社

技術監査事業本部

TEL : 03-6402-5977

Web: <https://kansa.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）とは

BELSとは(Building Energy-efficiency Labeling System:建築物省エネルギー性能表示制度)で、国土交通省が制定したガイドラインに基づき、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が設立した、「建築物の省エネルギー性能等を評価し、消費者にわかりやすく表示を行う制度」です。

ビューローベリタスは、一般社団法人住宅性能評価・表示協会の登録機関(登録番号014)として、建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)に基づく評価業務を実施します。

メリット

- ・省エネルギー性能に特化しており、シンプルでわかりやすい評価・表示のため、ステークホルダーへ評価結果を明確に伝えます。
- ・テナントの入居判断材料としてわかりやすいため、テナントリーシングに活用できます。
- ・新築および既存建物、大規模から小規模建物までのあらゆる建築物が対象になります。
- ・建物全館だけでなくフロア・テナント単位での評価も可能です。
- ・対象建築物の省エネルギー性能は、BEIの値に応じて星の数で格付けされます。

※BEI : Building Energy Indexの略。BEI=設計一次エネルギー消費量／基準一次エネルギー消費量

ビューローベリタスが選ばれる理由

- ・経験豊富な環境系技術スタッフが在籍しております。
- ・建築確認申請と同時の申請、着工後竣工後の申請が可能です。
- ・信書便等での申請に対応いたします。



ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部
【住宅】東京新宿事務所 TEL : 03-5325-1236

【非住宅】東京御茶ノ水事務所 TEL : 03-5577-8381

Web: <https://www.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー¹
アセットマネジャー
その他



東京都・埼玉県排出量検証業務

東京都／温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度とは

2008年度の東京都の条例改正において、既存の地球温暖化対策計画書制度が強化され、温室効果ガス排出量の総量削減義務と排出量取引制度が導入されました。この制度においては、対象事業者が都へ自らの温室効果ガス排出量を報告する場合、もしくは、排出量取引を行う場合には、検証機関の検証を受けることが必須となります。

ビューローベリタスは当制度において、登録検証機関として、以下の区分について東京都の登録を受けています。

登録区分：・特定ガス ・基準量

対象事業所： 燃料・熱・電気の使用量が、原油換算で1,500kL以上の都内事業所

埼玉県／目標設定型排出量取引制度とは

埼玉県は2009年2月に策定した埼玉県地球温暖化対策実行計画において、「温室効果ガス排出量を2020年度までに2005年度比で25%削減する」という目標を掲げ、2011年度より目標設定型排出量取引制度を導入しました。対象となる事務所は、埼玉県へ自らの温室効果ガス排出量を報告する場合、もしくは、排出量取引を行う場合には、検証機関の検証を受けることが必要になります。

ビューローベリタスは当制度において、埼玉県登録検証機関として検証業務を行います。

登録区分：・目標設定ガス ・基準量検証

対象事業所： 燃料、熱および電気の使用料が、3ヵ年連続して原油換算で年間1,500kL以上の県内の事業所

メリット

- ・基準となる排出量に対して、削減計画期間における排出量を一定程度以上削減する必要があり、省エネ対策によるコスト削減が期待されます。
- ・削減義務の履行手段は「自らで削減」と「排出量取引」とがあり、大幅に削減ができた場合には排出量取引も可能です。

東京都	超過削減量：他の対象事業所が義務量を超えて削減した量 都内中小クレジット：都内中小規模事業所の省エネ対策による削減量 再エネクレジット：グリーンエネルギー証書など再生可能エネルギー環境価値 都外クレジット：都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量
埼玉県	①超過削減量 ②中小クレジット ③再エネクレジット ④県外クレジット ⑤森林吸収クレジット

ビューローベリタスが選ばれる理由

- ・設備設計一級建築士、建築設備士、エネルギー管理士等の資格保有者である建築設備・省エネルギーの専門性を持つ検証人が対応します。
- ・建築関連、GHG関連、ISO9001、ISO14001などマネジメントシステム審査、CSRレポートのデータ検証など幅広いサービスを提供しています。
- ・京都メカニズム指定運営組織(DOE)として培った多数の温室効果ガス排出検証手法を駆使して、トップレベル事業所検証業務を行います。



ビューローベリタスジャパン株式会社

技術監査事業本部

TEL : 03-6402-5977

Web: <https://kansa.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



温室効果ガス排出量確認業務

温室効果ガス総量排出量確認業務とは

条例により温室効果ガス総量排出量の届出義務のある事業所向けに、必要なデータ、異常値の有無を確認し、データの入力と報告書の作成を行います。

東京都・埼玉県排出量検証業務で実績のあるビューローベリタスが、ご担当者様の報告書作成にかかる手間を削減し、正確な情報を提供します。

サービス利用の流れ（期間：2ヶ月）



条例と報告書提出時期

(2022年3月1日現在の情報)

行政庁	条例	報告書提出時期	ビューローベリタスへの依頼時期
神奈川県	神奈川県事業活動温暖化対策計画諸制度	7月31日までに電子システムから提出	5月31日まで
川崎市	川崎市地球温暖化対策推進条例	毎年度7月末までに提出	5月31日まで
愛知県	愛知県地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画書制度	地球温暖化対策計画書は3年ごと、地球温暖化対策実施状況書は毎年度7月末までに提出	5月31日まで
大阪府	大阪府温暖化の防止等に関する条例	3年ごとに対策計画書(9月末までに) 毎年実績報告書(8月末までに)提出	6月31日まで
岡山県	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	計画期間(5年以内の期間)ごとに作成し提出。 毎年実績報告書(8月末までに)提出	6月31日まで
広島市	広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例	3年ごとに事業活動環境計画書を提出、 毎年実績報告書(7月末までに)提出 (提出期限:計画期間の初年度の8月31日まで)	5月31日まで

メリット

省エネ法に関する知識と経験に基づき的確に情報を整理し、地域条例に対応した報告書の作成を行います（行政庁への提出は、事業所が行う必要があります）。

東京都「総量削減義務と排出量取引制度」および埼玉県「目標設定型排出量取引制度」で豊富な実績を有しており、安心して業務を依頼いただけます。

- «2021年検証実績»
- 東京都「総量削減義務と排出量取引制度」: 186件
- 埼玉県「目標設定型排出量取引制度」: 22件



ビューローベリタスジャパン株式会社

技術監査事業本部

TEL : 03-6402-5977

Web: <https://kansa.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



トップレベル事業所検証

トップレベル事業所検証とは

「トップレベル事業所(優良特定地球温暖化対策事業所)」とは、「地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所(優良特定地球温暖化対策事業所)」として、「知事が定める基準」に適合すると知事が認めたとき、当該対象事業所の削減義務率を地球温暖化の対策の推進の程度に応じて軽減する仕組みです。

ビューローベリタスは、東京都環境確保条例に基づく「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」及び、埼玉県地球温暖化対策条例に基づく「目標設定型排出量取引制度」の登録検証機関として登録を受け、トップレベル事業所検証業務(優良事業所基準への適合検証)を行っております。

また、トップレベル事業所を目指す事業所を対象としたギャップ調査も実施しております。

メリット

- ・燃料・熱・電気の使用量が、原油換算で1,500kI以上の都内事業所には、用途に応じ削減義務が課せられます。第二計画期間削減義務率はオフィスビル等が17% (条件により15%)、工場等が15%と定められています。トップレベル事業所として認定されると、この削減率が軽減されます。

　トップレベル事業所の場合：削減率を1／2に軽減

　準トップレベル事業所の場合：削減率を3／4に軽減

- ・トップレベル事業所に認定されると、行政(東京都もしくは埼玉県)で公表されますので、温暖化対策の進んだ企業として社会認知が高まります。

- ・削減義務量を大幅に削減できている場合には、超過削減量として排出量取引が可能であり、ランニングコストの改善が期待されます。

ビューローベリタスが選ばれる理由

- ・設備設計一級建築士、建築設備士、エネルギー管理士等の資格保有者である建築設備・省エネルギーの専門性を持つ検証人が対応します。
- ・トップレベル検証(区分5)において延べ10件の実績があります。
- ・建築関連、GHG関連、ISO9001、ISO14001などマネジメントシステム審査、CSRレポートのデータ検証など幅広いサービスを提供しています。
- ・京都メカニズム指定運営組織(DOE)として培った多数の温室効果ガス排出検証手法を駆使して、トップレベル事業所検証業務を行います。
- ・トップレベル事業所を目指す事業所を対象としたGap調査を提供いたします。



ビューローベリタスジャパン株式会社

技術監査事業本部

TEL : 03-6402-5977

Web: <https://kansa.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者

デベロッパー・投資家

ビルオーナー

アセットマネジャー

その他

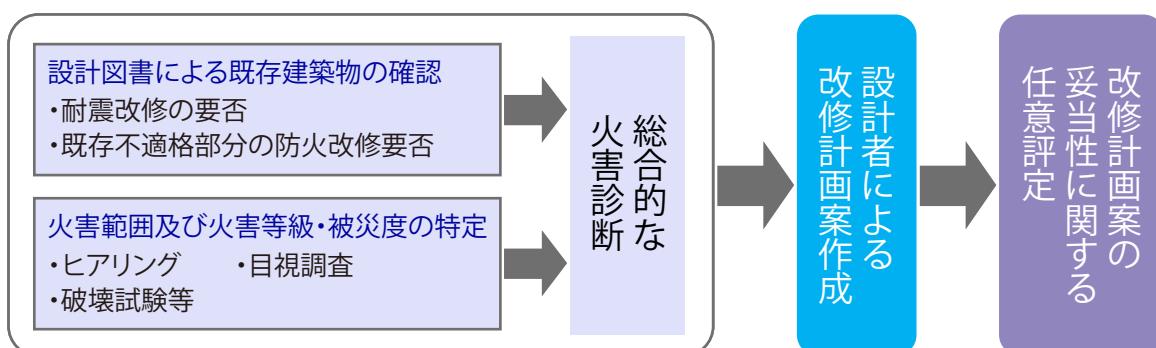


既存被災建築物の火害診断業務

火害診断とは

既存建築物や工事中の建築物で火災が発生した場合、柱や梁などの構造体への火災の影響を判断し、改修の要否を総合的に判断します。

- ・設計図書等による既存建築物の確認
- ・現地での被害状況調査(ヒアリング、目視調査他)
- ・一般社団法人日本建築学会の指針に基づき、火害等級(I～IV級)を判定



メリット

- ・火害による建築物の現状把握が可能です。
- ・迅速かつリーズナブルな価格で対応します(個別見積)。

ビューローベリタスが選ばれる理由

- ・本業務にはいくつかのオプションを用意しています。
- ・ご要望により「改修計画の妥当性評価」にも対応が可能です。
- ・詳細な監査や火害診断により構造体への被害が想定される場合やご要望のある場合には、オプションによりさらに詳細な評価を実施します。
- ・改修計画の妥当性評価や火害診断、詳細な監査を踏まえて立案いただいた改修計画について、オプションにより学識経験者による任意の防災評定委員会や耐震判定委員会により、改修計画の妥当性評価を行うことが可能です。



ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業部
東京新宿事務所 建築評定部

TEL : 03-5325-7338

Web: <https://www.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



建築基準法適合状況調査

(ガイドライン調査)

建築基準法適合状況調査とは

2014(平成26)年7月2日、国土交通省が「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」を公表し、検査済証のない建築物の法適合調査方法が明確化されました。本ガイドラインに基づく調査は、検査済証の無い建築物に対する増築または用途変更の新たな確認行為等に先立ち、既存建物の適合性について建築当時の法適合性を調査し報告書を作成する業務となります。



メリット

- 既存不適格調査作成にお役立てください。
- 建築基準法適合調査から確認申請までワンストップでサービスを提供します。
- 第三者の中立・公正な立場からの確かな情報を得ることができます。

ビューローベリタスが選ばれる理由

- 建築基準法適合状況調査から確認申請まで、ワンストップで作業を行うことができます。
- 全国に拠点を持つ機関のため、各地の物件に対応いたします。
- 既存建物調査について豊富な経験があります。



ビューローベリタスジャパン株式会社

技術監査事業本部

TEL : 03-6402-5977

Web: <https://kansa.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー¹
アセットマネジャー
その他



テクニカル・デューデリジェンス® (エンジニアリングレポート)

テクニカル・デューデリジェンス®とは

デューデリジェンスとは、不動産売買および不動産証券化などの際に、対象となる不動産について、専門家がさまざまな角度から調査・診断し、資産価値を適正に評価するものです。

テクニカル・デューデリジェンスは、デューデリジェンスの資産評価について物理的調査を実施し、その結果をエンジニアリングレポートとしてまとめてご報告いたします。

エンジニアリングレポート(建物状況調査報告書)

- ・建物状況調査
- ・遵法性調査
- ・修繕・更新計画
- ・再調査価格
- ・建物環境リスク調査(アスベスト他)
- ・土壤汚染リスク調査(Phase 1~)
- ・地震リスク調査(PML)

〈デューデリジェンス〉



メリット

- ・第三者による適正な現状把握と維持費用等の把握が可能になります。
- ・不動産評価の技術的資料となります。
- ・投資判断の基礎資料となります。

ビューローベリタスが選ばれる理由

- ・多数・多用途の実績があります。
- ・スピーディーな作成が可能です。
- ・エネルギー・環境に対応したエンジニアリングレポートも作成いたします。
- ・遵法性、構造、設備の専門家が対応します。
- ・全国のバーカー案件に対応可能です。
- ・英文レポートに対応いたします。

※テクニカル・デューデリジェンス®はビューローベリタスの登録商標です。



ビューローベリタスジャパン株式会社

技術監査事業本部

TEL : 03-6402-5977

Web: <https://kansa.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

設計者・施工者
デベロッパー・投資家
ビルオーナー
アセットマネジャー
その他



エネルギー・環境デューデリジェンス

エネルギー・環境デューデリジェンスとは

不動産デューデリジェンスにおける一般的な物理的調査であるエンジニアリングレポートがカバーしていない省エネ法や各種地方条例に対応した不動産のエネルギー・環境を評価するものです。不動産エネルギーの高い専門性と各種エネルギー・環境認証業務の資格をもつプロフェッショナルが、エネルギー・環境を調査・診断し、資産価値を適正に評価いたします。

また通常のレポートの作成に加えて下記のエネルギー環境評価をご要望により対応いたします。

- ①改正省エネ法あるいは、エネルギー規制に関する各種地方条例等の法規制への不動産の適合性調査・評価
- ②定期報告書・中長期計画書・管理標準等のエネルギー環境管理手法の調査・評価
- ③CASBEE、LEED等の環境レーティングによる不動産評価
- ④エネルギー・シミュレーションによる不動産調査・評価
- ⑤その他 グリーンエネルギーの検証等 各種

メリット

- ・遵法性の確保(省エネ法、各種地方条例対応)
- ・不動産におけるエネルギー効率等の現状把握と設備投資への判断
- ・環境社会への積極的な参加と投資家等へのアピール
- ・現状の不動産運営の適正の確認

ビューローベリタスが選ばれる理由

エネルギー環境の専門家が対応します。

- ・スピーディな作成が可能です。
- ・全国の物件に対応します。
- ・英文レポートに対応します。

多くのエネルギー環境関連の適合性検証の実績を有します。

- ・CASBEE評価認証
- ・LEED認証適合性検証
- ・BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)



ビューローベリタスジャパン株式会社

技術監査事業本部

TEL : 03-6402-5977

Web: <https://kansa.bvjc.com/>

サービスの詳細はウェブサイトへ→

対象者

- 設計者・施工者
- デベロッパー・投資家
- ビルオーナー
- アセットマネジャー
- その他

登録・指定・認定・委任

- ・指定確認検査機関(国土交通大臣指定第13号)
- ・指定構造計算適合性判定機関(国土交通大臣指定第11号)
 - 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、三重県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県
- ・登録住宅性能評価機関(国土交通大臣登録第21号)
- ・指定性能評価機関(国土交通大臣指定第21号)
- ・登録試験機関(国土交通大臣登録第11号)
- ・登録講習機関(国土交通大臣登録一級建築士定期講習第6号)
- ・登録講習機関(国土交通大臣登録二級建築士定期講習第5号)
- ・東京都優良マンション認定機関(東京都知事指定第2号)
- ・一般社団法人住宅性能評価・表示協会登録機関(登録番号014)
- ・一般社団法人 東京都建築士事務所協会登録機関(一級 東京都知事登録第61262号)
- ・登録建築物エネルギー消費性能判定機関(国土交通大臣第16号)
- ・登録建築物エネルギー消費性能評価機関(国土交通大臣第4号)
- ・一級建築士事務所 東京都知事登録 第59555号
- ・大阪府防災評定機関
- ・適合証明業務取扱機関
- ・札幌版次世代住宅適合審査機関(札幌市登録第3号)
- ・既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員
- ・CASBEE評価認証機関(IBECs機関認定第7号)
- ・特定温室効果ガス排出量検証機関(東京都:登録番号2、埼玉県:登録番号11-2)
- ・電気保安法人(経済産業省 登録番号:H-202)

ウェブサイト一覧

- ビューローベリタスジャパン株式会社
<https://www.bureauveritas.jp/>



- 建築認証事業本部(建築確認)
<https://www.bvjc.com/>



- 技術監査事業本部
(建築物・不動産技術監査)
<https://kansa.bvjc.com/>



- インサービス検査事業本部
(建物定期検査(ビルレボ))
<https://www.buil-repo.com/>



お問い合わせ先一覧

建築認証事業本部

所在地住所				電話	FAX
横浜本社	代表 住宅瑕疵担保責任保険専用窓口	〒220-0012	神奈川県横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー11F	045-274-7379 045-274-8166	045-274-8512 045-274-7489
札幌	建築確認審査部	〒060-0002	北海道札幌市中央区北2条西1-1 マルイト札幌ビル4F	011-272-7383	011-272-7384
仙台	建築確認審査部	〒980-8485	宮城県仙台市青葉区中央1-2-3 仙台マークワンビル11F	022-716-1255	022-716-1256
新宿	建築確認審査部 建築評定部 住宅評定部 住宅性能評価業務部	〒163-1517	東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー17F	03-5325-7338 03-5325-1236	03-3342-8515 03-5325-1237
御茶ノ水	建築確認審査部 省エネ判定部 構造判定部	〒101-0062	東京都千代田区神田駿河台4-3 新お茶の水ビルディング16F	03-5577-8382 03-5577-8383	03-5577-8421 03-5577-8422
横浜	建築確認審査部 構造判定部	〒220-0011	神奈川県横浜市西区高島2-19-12 スカイビル17F	045-440-1650 045-440-1637	045-451-5215 045-451-5215
名古屋	建築確認審査部	〒460-0008	愛知県名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティービル13F	052-238-6363	052-238-6234
	住宅性能評価、 長期優良住宅、 BELS、低炭素建築物 新築等計画の技術的 審査	〒460-0008	愛知県名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティービル13F	052-238-6364	052-238-6365
名古屋駅前	建築確認審査部	〒450-0002	愛知県名古屋市中村区名駅4-6-17 名古屋ビルディング13F	052-589-8977	052-583-8975
大阪	建築確認審査部 省エネ判定部 住宅性能評価業務部 技術監査事業部	〒541-0054	大阪府大阪市中央区南本町4丁目2-21 イヨビルディング5F	06-6258-8231 06-6258-8232 06-6258-8233	06-6241-3075 06-6241-3076 06-6241-3076
広島	建築確認審査部	〒730-0021	広島県広島市中区胡町4-21 朝日生命広島胡町ビル2F	082-543-6000	082-541-2771
福岡	建築確認審査部 省エネ判定部	〒810-0001	福岡県福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡12F	092-737-9522 092-737-9570	092-737-9552 092-737-9552

建築認証事業本部

所在地住所			電話	FAX
新橋	技術監査事業部	〒105-0004 東京都港区新橋4-44-1 A-PLACE新橋5F	03-6402-5977	03-3434-1131

インサービス検査事業本部

所在地住所			電話	FAX
札幌	営業	〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西1-1 マルイト札幌ビル4F	011-272-7383	011-272-7384
新橋	業務	〒105-0004 東京都港区新橋4-11-1 A-PLACE新橋5F	03-5425-4868	03-3438-3410
	営業	〒105-0004 東京都港区新橋4-11-1 A-PLACE新橋5F	03-5425-4860	03-3438-3410
名古屋	営業	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティービル1F	052-238-6369	052-238-6360
大阪	営業	〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町4丁目2-21 イヨビルディング5F	06-6258-8233	06-6241-3076
福岡	営業	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡12F	092-737-9522	092-737-9552



ピューローベリタスは環境・エネルギーに関するマーケットにおいて
認証・評価サービスをリードするグローバル企業です

